

## 保育料

### (1) 保育料の算定

#### ◇ 保育料

施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、市が設定します。

また、その他実費徴収として保育・教育施設の利用において通常必要とされる経費（制服代、主食費など）や上乗せ徴収として教育・保育の質を向上を図る部分で特に必要と認められる対価（教育配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備など）の負担が必要となることがあります。その場合は事前に金額や理由について説明し、保護者に同意を得ることが必要とされています。

**平成30年4月～8月分の保育料は平成29年度の市民税所得割額、  
平成30年9月～平成31年3月分の保育料は平成30年度の市民税所得割額  
によって決定いたします。**

※保育料は、児童と同一世帯に属し、家計の中心となっている父母またはそれ以外  
の家計の主宰者の、市区町村民税で決まります。

※市民税所得割

・会社等にお勤めの方は「給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税の決定・変更  
通知書」の中央にある④税額控除前所得割額から調整控除額を引いた金額

・自営業などの方は「市民税・県民税課税明細」にある市民税の算出税額から調整  
控除額を引いた金額

※住宅借入金等特別控除及び寄附金控除等の適用はいたしません。

#### ◇ 延長保育料

保育所・認定こども園の平成30年度の延長保育料につきましては、**月額1,500円**  
となります。なお、**小規模保育施設につきましては、延長保育料が異なりますので、  
保育所の紹介ページをご覧ください。**

#### ◇ 一時保育料

一時保育料は**一時間あたり400円**の金額となりますが、詳細は各保育所までお  
問い合わせください。（コピープリスクールやしおステーション、けやきの森保育  
園やしお、八潮かえで保育園）

#### ◇ 送迎保育料

送迎保育料は**一日あたり400円**となります。

送迎保育料の利用料金の納付はコピープリスクールやしおステーションでお願い  
いたします。

#### ◇ 教育・保育利用の保育料の多子軽減

同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚  
部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児  
短期治療施設通所部に入所し、若しくは児童デイサービスを利用し、若しくはこれら  
の施設に併設される認可外保育施設に入所する小学校就学前子どもが2人以上いる場  
合に、**第2子の保育料を徴収基準額の半額**とし、**第3子の保育料を無料**とします。

また教育利用（1号認定）の保育料の場合には、小学校1年生から小学校3年生ま  
でに在学する子どもの人数を含めて、多子軽減を行います。

なお、保育所、認定こども園、家庭的保育室事業以外の施設を利用する場合の多子  
軽減につきましては、別途「保育料の多子軽減に関する届出書」の提出が必要となり  
ます。

## 平成30年度保育料一覧(月額)

### 1. 教育利用の小学校就学前子どもの保育料(1号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税又は均等割のみ課税	3,000円
C	市民税所得割 77,100円以下	14,000円
D	" 77,101円～211,200円以下	20,000円
E	" 211,201円～	23,500円

### 2. 保育利用の満3歳以上就学前子ども(2号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税	5,000円	4,900円
C-1	市民税均等割	11,000円	10,800円
C-2	市民税所得割額 30,000円未満	14,000円	13,700円
D-1	" 30,000円～57,700円未満	16,000円	15,700円
D-1	" 57,700円～65,000円未満	16,000円	15,700円
D-2	" 65,000円～105,000円未満	24,000円	23,500円
D-3	" 105,000円～140,000円未満	31,000円	30,400円
D-4	" 140,000円～190,000円未満	31,000円	30,400円
D-5	" 190,000円～265,000円未満	34,000円	33,400円
D-6	" 265,000円～380,000円未満	34,000円	33,400円
D-7	" 380,000円～	34,000円	33,400円

### 3. 保育利用の満3歳未満就学前子ども(3号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税	6,000円	5,800円
C-1	市民税均等割	13,000円	12,700円
C-2	市民税所得割額 30,000円未満	16,000円	15,700円
D-1	" 30,000円～57,700円未満	18,000円	17,600円
D-1	" 57,700円～65,000円未満	18,000円	17,600円
D-2	" 65,000円～105,000円未満	27,000円	26,500円
D-3	" 105,000円～140,000円未満	38,000円	37,300円
D-4	" 140,000円～190,000円未満	44,000円	43,200円
D-5	" 190,000円～265,000円未満	55,000円	54,000円
D-6	" 265,000円～380,000円未満	56,000円	55,000円
D-7	" 380,000円～	60,000円	58,900円

※ **保育料軽減措置** : 世帯の市民税所得割合算額が、教育認定子どもについて77,100円以下、保育認定子どもについて57,700円未満である場合について、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限等を完全に撤廃し、第2子を半額、第3子以降を0円とする。

## 要保護世帯等の保育料一覧(月額)

### 1. 教育利用の小学校就学前子どもの保育料(1号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税又は均等割のみ課税	0円
C	市民税所得割額 77,100円以下	3,000円
D	" 77,101円～211,200円以下	20,000円
E	" 211,201円～	23,500円

### 2. 保育利用の満3歳以上就学前子ども(2号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税	0円	0円
C-1	市民税均等割	3,000円	2,900円
C-2	市民税所得割額 30,000円未満	4,000円	3,900円
D-1	" 30,000円～65,000円未満	5,000円	4,900円
D-2	" 65,000円～77,101円未満	6,000円	5,900円
D-2	" 77,101円～105,000円未満	24,000円	23,500円
D-3	" 105,000円～140,000円未満	31,000円	30,400円
D-4	" 140,000円～190,000円未満	31,000円	30,400円
D-5	" 190,000円～265,000円未満	34,000円	33,400円
D-6	" 265,000円～380,000円未満	34,000円	33,400円
D-7	" 380,000円～	34,000円	33,400円

### 3. 保育利用の満3歳未満就学前子ども(3号認定)

階層区分	定義	保育料(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税	0円	0円
C-1	市民税均等割	4,000円	3,900円
C-2	市民税所得割額 30,000円未満	5,000円	4,900円
D-1	" 30,000円～65,000円未満	7,000円	6,900円
D-2	" 65,000円～77,101円未満	9,000円	8,900円
D-2	" 77,101円～105,000円未満	27,000円	26,500円
D-3	" 105,000円～140,000円未満	38,000円	37,300円
D-4	" 140,000円～190,000円未満	44,000円	43,200円
D-5	" 190,000円～265,000円未満	55,000円	54,000円
D-6	" 265,000円～380,000円未満	56,000円	55,000円
D-7	" 380,000円～	60,000円	58,900円

※**要保護世帯**：ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他家庭の事情等により保育料の負担を軽減する必要があると認められる世帯。

※**保育料軽減措置**：市民税所得割額が77,101円未満である世帯について、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの**年齢制限等を完全に撤廃し、第1子は上記の金額とし、第2子以降の保育料を0円とする。**